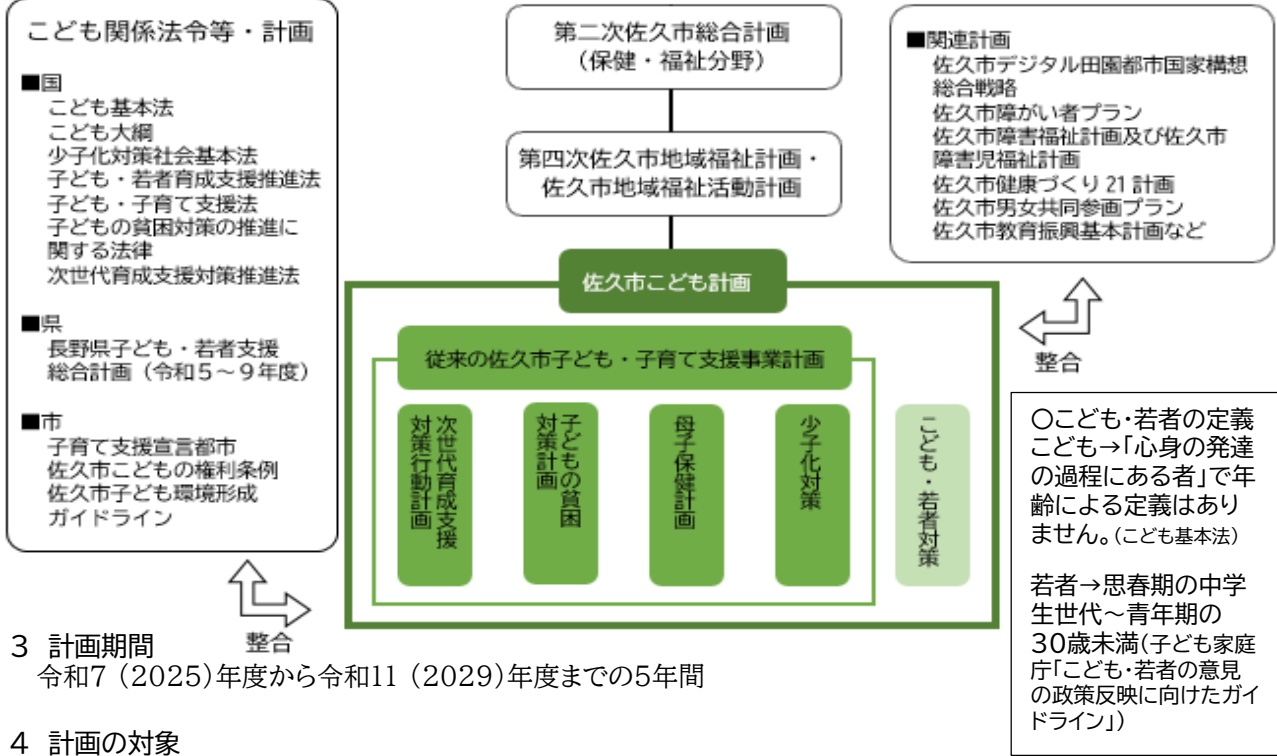


第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と主旨

令和6年度で市の子育て施策の基となる「第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画」が終了すること、令和5年4月に施行された子ども基本法により、市町村は子ども施策についての計画を定めるよう努めるものとされていることから、「佐久市子ども計画」を、「第三期佐久市子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定します。「佐久市子ども計画」により、子ども・若者と子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目指します。

2 計画の性格と位置付け(子ども基本法第十条第五項)



3 計画期間  
令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間

4 計画の対象  
佐久市内に在住、在学、在勤する全ての子ども・若者と全ての子育て当事者

5 計画とSDGs(持続可能な開発目標)との関係  
「第二期佐久市総合計画」において、各分野における施策を実行することでSDGsの目標達成に貢献しています。本計画においても、計画に掲げた取組を進めることで、目標達成に寄与します。

第2章 子ども・若者や子育てを取り巻く状況

1 統計から見る佐久市の状況  
(作成中)

2 調査結果から見る子育ての現状

(1)調査目的

計画を策定するに当たり、子どもや子育て家庭、若者など市民の意識と生活環境、子育てサービスの利用状況等を把握するとともに、これらの調査結果を分析し、計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

(2)調査期間

令和6(2024)年3月21日(木)～令和6(2024)年4月26日(金)

(3)調査方法

無作為抽出により調査票を郵送、回答方法は返信用封筒での返送又はインターネットでの回答

調査	対象者(人)	配布数(人)	回答数(人)	回答率(%)
佐久市子ども・子育て支援に関するニーズ調査	就学前児童の保護者	1,000	428	42.8
	就学児童の保護者	500	216	43.2
佐久市子ども計画策定に係るアンケート	小学生	500	222	44.4
	中高生・若者世代	2,000	593	29.7
	小学生・中高生・若者の保護者	500	228	45.6

3 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1)教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容

(2)量の見込みと確保の方策

ア 教育・保育等の質の確保及び向上(教育・保育事業)

イ 多様な子育て支援サービス(地域子ども・子育て支援事業)

(3)子どもと子育て家庭の健康づくり(地域子ども・子育て支援事業)

4 子ども・子育てにかかる課題

アンケート調査結果・「第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画」の施策等を踏まえ、課題をまとめました。

【子ども・若者の権利の周知】

○子ども・若者の権利に関する法令等やその内容の認知度が低いこと

【子ども・若者の安心の確保】

○子ども政策に関して意見を聞いてもらえると感じていない子ども・若者が多いこと

○孤独を感じる子ども・若者がいること

【子ども・若者の生きづらさの緩和】

○生きづらさを感じる子ども・若者について、年齢が上がるにつれてその割合が大きいこと

○支援対象として法に新たに明記されたヤングケアラーへの適切な支援

○将来に希望がもてない子ども・若者、子育て当事者がいること

【子育て当事者への支援】

○子育て当事者の負担が大きいこと

○仕事と家庭生活の両立

○就業している親(母親)が増えていること

○子育て当事者の就業時間が長時間化

第3章 計画の基本的な方針

1 基本理念

子どもまんなか快適健康都市の実現

市の魅力・強みである健康づくりの特色を生かしつつ、子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」を実現する。

※子どもまんなか社会:全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

「子どもまんなか社会」の実現により、子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながる。

また、少子化・人口減少の流れを大きく変え、未来の人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性が高められる。子ども・若者、子育て当事者の社会的価値が創造され、その幸福が高まり、暮らしやすい快適健康都市へとつなげる。

2 基本方針

本計画においては、子ども大綱の6本の柱を基本方針とし、それを踏まえ施策を展開します。

(1)子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

(2)子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく

(3)子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

(4)良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

(5)若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む問題の打破に取り組む

(6)施策の総合性を確保するとともに、国、県、近隣市町村、民間団体等との連携を重視する

### 3 施策の体系

基本理念	重要事項	基本目標	施策の方向性
こどもまんなか快適健康都市の実現	Ⅰ ライフステージを通じた重要事項	1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等によるこどもの権利に関する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども・若者の権利に関する理解促進</li> <li>こども・若者の社会参加促進</li> <li>こども・若者の意見を表明する機会の確保 等</li> </ul>
		2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりを通じた生涯にわたる幸せの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども・若者の居場所づくり</li> <li>体験活動等の機会創出 等</li> </ul>
		3 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供による当事者が必要な支援の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者が必要としている支援への繋がりサポート</li> <li>成育医療等に関する正しい知識の普及啓発</li> <li>母子保健の推進 等</li> </ul>
		4 こども・若者の貧困対策による貧困の解消、一人一人の豊かな人生の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども・若者の貧困対策 等</li> </ul>
		5 障がいのあるこども・若者等への支援による将来の自立や社会参加の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのあるこども・若者等への支援</li> <li>医療的ケアが必要なこども・若者への支援 等</li> </ul>
		6 こども・若者虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援を通じた当事者の困難な状況からの脱却の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>生きづらさを抱えたこども・若者の支援</li> <li>こども・若者虐待防止の推進</li> <li>ヤングケアラー等への支援 等</li> </ul>
		7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組による安心・安全な社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺対策の推進</li> <li>災害や犯罪被害等から守る仕組みづくり 等</li> </ul>
	Ⅱ 別の重要事項	1 こどもの誕生前から幼児期までこどもの将来にわたる幸せの実現	Ⅰ ライフステージを通じた重要事項とⅢ子育て当事者への支援に関する重要事項での施策の方向性を中心に掲載
		2 学童期・思春期 自己肯定感を高めた成長の実現	
		3 青年期 自己の価値観や生き方の確立支援	
	Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項	1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減による子育てしやすい社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育・保育環境の充実</li> <li>経済的支援の充実</li> <li>仕事と家庭生活の充実支援</li> <li>相談体制の充実 等</li> </ul>
		2 地域子育て支援、家庭教育支援による子育て当事者への切れ目のない支援の実現	
		3 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大による子育てを地域社会全体で支援する社会づくり	
		4 ひとり親家庭への支援による当事者支援と、こども・若者の最善の利益を確保	

### 第4章 施策の展開

- Ⅰ ライフステージを通じた重要事項
- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等によるこどもの権利に関する理解促進
  - 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりを通じた生涯にわたる幸せの実現・遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
    - こども・若者まんなかまちづくり
    - こども・若者が活躍できる機会づくり
    - こども・若者の可能性を広げていくための男女の格差の解消
  - こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供による当事者が必要な支援の確保
    - 成育医療等に関する研究や相談支援等
    - 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
  - こども・若者の貧困対策による貧困の解消、一人一人の豊かな人生の実現
  - 障がいのあるこども・若者等への支援による将来の自立や社会参加の実現
  - こども・若者虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援を通じた当事者の困難な状況からの脱却の実現
    - こども・若者虐待防止対策等の更なる強化
    - 社会的擁護を必要とするこども・若者に対する支援
    - ヤングケアラーへの支援
  - こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組による安心・安全な社会の実現
    - こども・若者の自殺対策
    - こども・若者が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
    - こども・若者の性犯罪・性暴力対策
    - 犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備
    - 非行防止と自立支援
- Ⅱ ライフステージ別の重要事項
- こどもの誕生前から幼児期まで
    - こどもの将来にわたる幸せの実現
    - 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
    - こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
  - 学童期・思春期
    - 自己肯定感を高めた成長の実現
    - こども・若者が安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
    - 居場所づくり
    - 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
    - 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
    - いじめ防止
    - 不登校のこどもへの支援
    - 校則の見直し
    - 体罰や不適切な指導の防止
    - 高校中退の予防、高校中退後の支援 等
  - 青年期
    - 自己の価値観や生き方の確立支援
    - 高等教育の修学支援、高等教育の充実
    - 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
    - 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
    - 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
- Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減による子育てしやすい社会の実現
  - 地域子育て支援、家庭教育支援による子育て当事者への切れ目のない支援の実現
  - 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大による子育てを地域社会全体で支援する社会づくりひとり親家庭への支援
  - ひとり親家庭への支援による当事者支援と、こども・若者の最善の利益を確保

### 第5章 計画の推進体制・進行管理

本計画は「佐久市保健福祉審議会児童福祉部会(佐久市子ども・子育て支援専門委員会)」においてPDCAサイクルに基づき進捗管理・評価を行うとともに、本計画の主体となるこども・若者の声を聴きながら、必要に応じて計画や施策の見直しを行います。